

## 福山記念病院居宅介護支援事業所運営規程

### 第1条（事業の目的）

医療法人紅萌会が開設する、福山記念病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 第2条（運営方針）

- （1）事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれる環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- （2）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。また地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### 第3条（事業所の所在地）

事業所の所在地は福山市港町1丁目13番9号とする。

### 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 第6条（指定居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の方法は、次のとおりとする。

- （1）利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室・利用者宅、
- （2）使用する課題分析票の種類 全社協・在宅版（ケアプラン作成方法検討委員会作成）
- （3）サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室・主治医の所・利用者宅・居宅サービス事業所
- （4）介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

### 第7条（指定居宅介護支援の内容）

指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

(3) その他の便宜の提供

第8条 (利用料その他の費用の額)

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 通常の地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第9条 (通常の事業の実施地域)

事業所の通常の事業の実施地域は、福山市とする。

第10条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村、地域包括支援センターに通報するものとする。

第11条 (その他運営に関する重要事項)

- (1) 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ・福山市地域介護支援専門員連絡会議の研修
  - ・福山市連絡協議会が開催する研修
  - ・その他の研修
- (2) 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する
- (3) 規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人紅萌会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

この規程は、1999年10月1日から施行する。

附則 2003年10月9日一部改正、2006年4月1日一部改正、2007年7月16日一部改正、  
2007年10月16日一部改正、2008年2月1日一部改正、2009年1月16日一部改正、  
2009年4月16日一部改正、2011年3月14日一部改正、2012年5月29日一部改正、  
2012年6月13日一部改正、2012年7月3日一部改正、2012年12月11日一部改正、  
2018年9月25日一部改正、2018年10月1日一部改正、2023年3月1日一部改正、  
2024年3月1日一部改正、2025年1月30日一部改正